

令和5年10月16日開催

第6回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和5年度 第6回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和5年10月16日(月)
 2. 開催時刻 開 刻 14時10分
 閉 刻 15時35分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 16人

会	長	18番	石丸	博雄
会	長職務代理者	17番	佐藤	克哉
委	員	1番	林	秀和
委	員	3番	西塚	仁志
委	員	4番	鈴木	智志
委	員	5番	坂本	俊彦
委	員	6番	大河原	正一
委	員	8番	小山田	和美
委	員	9番	笹原	仁
委	員	10番	菅井	誠
委	員	11番	原田喜一郎	
委	員	12番	西原	弘子
委	員	13番	鈴木	和弘
委	員	14番	西	美紀
委	員	15番	相田	幸博
委	員	16番	関口	隆宏

5. 欠席委員 2人

委	員	2番	早川	剛司
委	員	7番	須藤	智弘

6. 議事日程

臨時議長の指名について

- | | | |
|-----|---|---------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 仮議席の指定について |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 選挙第1号 会長の互選について |
| 日程第 | 4 | 議席の決定について |
| 日程第 | 5 | 選挙第2号 会長職務代理者の互選について |
| 日程第 | 6 | 選挙第3号 農地部会及び農政部会の委員の互選について |
| 日程第 | 7 | 報告第1号 農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について |
| 日程第 | 8 | 議案第1号 地区別の担当について |
| 日程第 | 9 | 議案第2号 農地法第3条の規定に許可申請について |

日程第 1 0 議案第 3 号 農地法第 5 の規定に許可申請について

日程第 1 1 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について

日程第 1 2 議案第 5 号 あっせん委員の指名について

日程第 1 3 議案第 6 号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬 淳次
主 幹	石川 正徳
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当専門員	菊地 隆

8. 会議の概要

事務局長 本日、皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき大変ご苦勞様です。

また、先程の辞令交付を受けられ、遠軽町農業委員会委員となられた皆様には、今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、任命後の初の農業委員会総会ということでもありますので、「農業委員会等に関する法律」第 2 7 条第 1 項の規定によりまして、町長が総会の招集をいたしております。

このことから、臨時議長が決定されますまで、本総会の招集者であります佐々木町長に「仮議長」を務めていただきます。

それでは、佐々木町長からご挨拶と今後の進行についてよろしくお願ひいたします。

(佐々木町長 議長席に着席)

仮議長 皆様、ご苦勞様です。

ただ今、事務局長から紹介のありました遠軽町長の佐々木でございます。大変お忙しいなかご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、任命後、最初の農業委員会総会ということでもございまして、「農業委員会等に関する法律」の規定により、私が本総会を招集させていただきました。

つきましては、臨時議長が選ばれるまでの間、本総会の招集者であります私が仮議長の職を務めてまいりたいと存じますので、ご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、さっそく進めてまいります。

臨時議長の指名でございますが、「地方自治法」第 1 0 7 条の規定に準じまして、出席者の中で最年長者であります「原田 喜一郎委員」に臨時議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

仮議長 異議なしという声がございますので、原田委員を臨時議長に指名させて

いただきます。原田委員、よろしくお願ひいたします。

臨時議長が決定しましたので、私は退席させていただきますが、これ以降の議案につきましては、臨時議長のもと、ご審議をお願い申し上げます。ご協力、ありがとうございます。

(佐々木町長 退席)

事務局長 臨時議長よりご挨拶いただきます。

臨時議長 ただ今、臨時議長に選出されました原田 喜一郎です。会長の選挙が終わるまでの間、私が臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくご協力の程お願ひいたします。暫時休憩します。(14:13~14:15)

臨時議長 再開します。
ただ今から、本日召集された令和5年度第6回遠軽町農業委員会総会を開催します。
本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員16名の出席であります。
「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定する出席人数は、過半数に達しておりますから、総会が成立していることをご報告します。

日程第1「仮議席の指定について」を議題とします。

仮議席の指定については、議席が決定するまでの間、ただ今ご着席の議席を仮議席として指定いたします。

次に、日程第2「議事録署名委員の指名について」を議題とします。

議事録署名委員の指名については、「遠軽町農業委員会総会会議規則」第13条第2項の規定により、議長において指名することとなっておりますので、仮議席1番 鈴木智志委員、仮議席10番 坂本委員の両名を指名します。

次に、日程第3 選挙第1号「会長の互選について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案を朗読説明)

事務局 選挙第1号「会長の互選について」。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長を互選する。令和5年10月16日提出。
遠軽町農業委員会 臨時議長 原田 喜一郎。

以上で説明を終わります。

臨時議長 これより、選挙第1号「会長の互選について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

臨時議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
互選の方法は、どのような方法により行ったらよろしいですか。

菅井委員 「指名推選」でお願いします。

臨時議長 ただ今、菅井委員から指名推選という意見がありましたが、ほかに意見はありませんか。
(意見なしの声)

臨時議長 なければ、互選の方法は指名推選で選出したいと思えます。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認めます。
従いまして、互選の方法は、指名推選によることと決定いたしました。
それでは、指名推選をお願いします。

菅井委員 石丸博雄委員を推選します。

臨時議長 石丸委員とのご意見がありましたが、ほかにございませんか。
(意見なしの声)

臨時議長 ほかに意見がないようでありますから、採決を行います。
石丸委員を会長とします。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認めます。
従いまして、石丸委員を会長として決定しました。
これをおもちまして、臨時議長の職を解かせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。
暫時休憩します。(14:23～14:25)
(臨時議長退席)

議長 再開します。

事務局長 石丸会長から、ご挨拶を頂きます。

議長 ただ今、皆様からのご支持をいただき会長に就任いたしました石丸です。

会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
農業委員会におきましては、地域農業の推進、農地の有効利用を進めていくことが重要な業務となっております。しかしながら、現在の遠軽町農業の現状を鑑みますと大きな課題もございます。これからも、皆様のご指導ご支援によりまして、こう言った課題に三年間取り組んでいき

たいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、農業委員会のあり方についても定数を含めてこの三年間、検討していきたいと思いますので、それにつきましても皆様のご協力をお願いいたします。簡単ではございますが、会長就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議を続けます。

事務局長から諸般の報告をさせます。

(事務局長 諸般の報告)

事務局長 諸般の報告をいたします。まず、報告でございます。

令和5年9月6日、第5回農業委員会総会を開催いたしております。

令和5年9月7日、第6回定例町議会が開催され、新国前会長・広瀬事務局長が出席をしております。

また、今後の予定でございますが、令和5年10月19日、午後3時から農地中間管理機構事業に係る実務担当者会議が北見市であり、原係長が出席する予定であります。それから、令和5年11月7日、火曜日、午後1時30分から第7回農業委員会総会を開催する予定となっております。

議 長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、日程第4「議席の決定について」を議題といたします。

議席の決定については、「遠軽町農業委員会総会会議規則」第7条の規定により「議席はあらかじめくじで定める」こととなっておりますので、その様にいたしたいと思います。

なお、会長の議席番号は最終の18番とすることになっておりますので、ご了承をお願いします。

暫時休憩します。(14:29～14:38)

議 長 再開します。

事務局長から議席番号とお名前を申し上げます。

事務局長 それでは、申し上げます。

1番林委員、2番早川委員、3番西塚委員、4番鈴木(智)委員、5番坂本委員、6番大河原委員、7番須藤委員、8番小山田委員、9番笹原委員、10番菅井委員、11番原田委員、12番佐藤委員、13番鈴木(和)委員、14番西委員、15番相田委員、16番関口委員、17番西原委員、18番石丸委員

議 長 ただ今、事務局長から申し上げたとおり、議席を指定いたします。

休憩をとりますので、その間に席の移動をお願いします。

暫時休憩します。(14:40～14:42)

議 長 再開します。
次に、日程第5 選挙第2号「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。
事務局から、議案の説明をさせます。
(事務局 議案を朗読説明)

事務局 4ページをお開きください。選挙第2号「会長職務代理者の互選について」、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項の規定により、会長職務代理者を互選する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、選挙第2号「会長職務代理者の互選について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
互選の方法は、どのような方法により行ったらよろしいですか。

菅井委員 「指名推選」でお願いします。

議 長 ただ今、菅井委員から指名推選という意見がありました。ほかに意見はありませんか。
(意見なしの声)

議 長 なければ、互選の方法は指名推選で選出したいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、互選の方法は指名推選によることと決定いたしました。
それでは、指名推選をお願いします。

菅井委員 佐藤委員を推薦いたします。

議 長 ただ今、佐藤委員との推選がありました。ほかにご意見ありませんか。
(意見なしの声)

議 長 ほかに意見がないようでありますから、採決を行います。
佐藤委員を会長職務代理者とする事にご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、佐藤委員を会長職務代理者として決定しました。
暫時休憩します。（14：44～14：46）

議長 再開します。
会長職務代理者の決定により、議席が変更となりましたので、ご了解をお願いいたします。

佐藤会長職務代理者からご挨拶をいただきます。
（佐藤会長職務代理者 挨拶）

会長職務代理者 佐藤です。至らぬこともあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、会議を続けます。次に、日程第6 選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」を議題といたします。
事務局から、議案の説明をさせます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 5ページをお開きください。選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」。遠軽町農業委員会専門部会設置要綱第3条第1項の規定により、農地部会及び農政部会の委員を互選する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

以上で説明を終わります。

議長 選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
互選の方法については、色々な方法が考えられることから、事務局案を用意しています。休憩中に事務局案を発表させ、調整したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
暫時休憩します。（14：47～14：48）

議長 再開します。
休憩中に提案しました選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」事務局から各部の委員互選に係る経過と、決定した委員について説明願ひます。

事務局長 それでは、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」委員互選の経過と各部の委員について申し上げます。

各部の委員につきましては、先に決定しました議席番号により、奇数は農地部会、偶数は農政部会として委員を選任させていただきました。

各部会については、私から発表させていただきます。

【農地部会】 1 番林委員、3 番西塚委員、5 番坂本委員、7 番須藤委員、9 番笹原委員、11 番原田委員、13 番鈴木（和）委員、15 番相田委員、17 番佐藤委員

【農政部会】 2 番早川委員、4 番鈴木（智）委員、6 番大河原委員、8 番小山田委員、10 番菅井委員、12 番西原委員、14 番西委員、16 番関口委員、18 番石丸委員

議長 これより、選挙第3号「農地部会及び農政部会の委員の互選について」の採決を行います。

本案は、事務局長説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は事務局長説明のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。（14：50～15：00）

議長 再開します。

日程第7 報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」を議題といたします。

事務局から、議案を説明させます。

（事務局 議案朗読説明）

事務局 6ページをお開きください。報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」。遠軽町農業委員会専門部会設置要綱（平成17年遠軽町農委訓令第5号）第4条第2項の規定により、農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者が互選されたので報告する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長石丸 博雄。

事務局長 それでは、農地部会の部会長 林委員。部会長職務代理者を鈴木和弘委員。農政部会の部会長 大河原委員。部会長職務代理者 西原弘子委員。

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第1号「農地部会及び農政部会の部会長及び部会長職務代理者の互選について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、まず、農地部会長から挨拶をいただ

きます。

林委員 農地部会長に選出されました林です。よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、農政部会長から挨拶をいただきます。

大河原委員 農政部会長に選出されました大河原です。よろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第11 議案第1号「地区別の担当について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 7ページをお開きください。議案第1号「地区別の担当について」。農業委員の地区別の担当を、別紙のとおり決定する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

事務局長 それでは、参考といたしまして議案の8ページに前回の農業委員の地区別の担当が載っております。先ほどお渡しした「農業委員の地区別の担当」一覧表をご参照願います。お配りした一覧表のとおり提案したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号「地区別の担当について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、以下の議案を審議するにあたり、案件の中に「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件があります。議事の進行上、休憩をとる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

日程第9 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 9ページをお開きください。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地法第3条の規定による許可申請について下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。令和5年10月1

6日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号4 地上権設定です。所在「●●●」、地番「●●の内1筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「18.83㎡」、貸主「●● ●●」、借主「(●● ●●)、労働力「0」、経営面積等「0」、申請理由 貸主「借主の希望による」、借主「営農型太陽光発電設備建設のため」位置図については、10ページをお開き願います。垂直型に太陽光パネルを建て、牧草の収量が落ちないように営農しながら太陽光発電を行うものです。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第2号「整理番号4」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、日程第10 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 11ページをお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地について、別紙のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、同法第5条第1項の規定により許可する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

1 申請人の住所氏名 譲渡人「紋別郡遠軽町●●● ●● ●●」、譲受人「札幌市●●● ●● ●●」。2 申請の土地 所在「遠軽町●●●」、地番「●●の内」、地目公募・現況共に「畑」、面積「1.11㎡」。3 申請の理由 譲渡人「譲受人の強い要望により使用貸借したい」、譲受人「営農型太陽光発電設備設置のため」。4 施設の概要 名称「営農型太陽光発電設備」、面積「1.11㎡」。位置図については、10ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、日程第11 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」5件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 13ページをお開きください。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」、遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により申出があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び遠軽町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第5・1・6・③の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定める。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

整理番号29から30は賃貸借であります。整理番号29 所在「●●●●」、地番「●●●の内外1筆」、公募地目「畑」「原野」、現況地目「畑」、面積「2筆合計50,758㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和5年11月1日」、終期「令和10年10月31日」、期間「5年」、金額「年150,000円」、支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。これについては、更新による利用権設定であります。

続きまして、整理番号30 所在「●●●●」、地番「●●●外3筆」、公募地目「畑」「田」、現況地目「畑」、面積「4筆合計47,336㎡」、貸主「●●● ●●●」、借主「●●● ●●●」、利用権の種類「賃貸借」、法律関係「賃借権」、始期「令和5年11月1日」、終期「令和15年10月31日」、期間「10年」、金額「10a当たり3,000円」支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」。今回新たに利用権設定を行うものです。

続きまして、整理番号31 所有権移転。所在「●●●●」、地番「●●●外2筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「3筆合計20,756㎡」、譲渡人「●●● ●●●」、譲受人「●●● ●●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、始期「令和5年10月24日」、終期「令和5年11月30日」、期間「対価の支払日」、金額「全筆で1,600,000円」、支払方法「指定口座振込」。

続きまして、整理番号32 所在「●●●●」、地番「●●●外3筆」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「4筆合計78,734㎡」、譲渡人「●●● ●●●」、譲受人「●●● ●●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年10月24日」、支払期限「令和5年11月30日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「4筆合計で7,700,000円」、支払方法「指定口座振込」。

続きまして、整理番号33 所在「●●●●」、地番「●●●」、公募地目・現況地目共に「畑」、面積「13,521㎡」、譲渡人「●●● ●●●」

●」、譲受人「●● ●●」、利用権の種類「売買」、法律関係「売買」、移転時期「令和5年10月24日」、支払期限「令和5年12月29日」、引渡時期「対価の支払日」、金額「810,000円」、支払方法「指定口座振込」。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号「整理番号29」についての質疑を行います。この議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。

これより、議案第4号「整理番号29」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第4号「整理番号29」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第4号「整理番号29」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。

●●委員に申し上げます。

議案第4号「整理番号29」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第4号「整理番号30」についての質疑を行います。この議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。

これより、議案第4号「整理番号30」についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。

議案第4号「整理番号30」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 議案第4号「整理番号30」の審議が終了しましたので、
「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。
議案第4号「整理番号30」については、原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

議長 次に、議案第4号「整理番号31」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号32」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第4号「整理番号33」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第12号 議案第5号「あっせん委員の指名について」の2件を議題とします。事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 17ページをお開きください。議案第5号「あっせん委員の指名について」。別紙の者より、所有農地のあっせん申し出があったので、下記の者をあっせん委員に指名する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。

その1 1 あっせん申出人。住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地 所在「●●●・●●●全41筆」、「300, 066㎡」となっております。位置図については、20、21ページをご参照ください。3 あっせん申出の内容「売買」。
続きまして、22ページ。その2 1 あっせん申出人。住所「紋別郡遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」。2 あっせん申出の土地、所在「遠軽町●●●」、地番「●●外1筆」、地目公募・現況共に「畑」、面積「2筆合計29, 611㎡」、3 あっせん申出の内容「売買」。位置図については、23ページをご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第5号「その1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

議長 次に、議案第5号「その2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第5号「その1」のあっせん委員については、12番西原委員、8番小山田委員。「その2」のあっせん委員についても、12番西原委員、8番小山田委員をそれぞれ指名します。

各委員は、宜しくお願います。

次に、日程第13 議案第6号「現況証明願いについて」2件を議題と

します。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 24ページをお開きください。議案第6号「現況証明願いについて」。別紙の者の所有に係る土地について、現況証明願出があったので、願出のとおり現況証明書を交付する。令和5年10月16日提出。遠軽町農業委員会会長 石丸 博雄。25ページをお開きください。別紙、整理番号13。所在「遠軽町●●●」、地番「●●外」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「2筆合計10,994㎡」、申請者 住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。位置図については、26ページをお開きください。申請地は原野となっておりますので、地目変更はやむを得ないと判断しました。

続きまして、整理番号14 所在「遠軽町●●●」、地番「●●」、地目公募「畑」、現況「農地採草放牧地以外」、面積「合計3,147㎡」、申請者 住所「遠軽町●●●」、氏名「●● ●●」、理由「地目変更登記」。位置図については、27ページを参照願います。申請地についても原野となっておりますので、地目変更はやむを得ないと判断しました。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第6号「整理番号13」についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。
「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
これより、議案第6号「整理番号13」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
議案第6号「整理番号13」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 議案第6号「整理番号13」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。

議 長 再開いたします。
●●委員に申し上げます。
議案第6号「整理番号13」については、原案のとおり決定しましたの

で、その旨をご報告します。

議 長 次に、議案第6号「整理番号14」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和5年度第6回遠軽町農業委員会総会を閉会しま
す。